

## 東アジア連携の体系

### ・文化交流、知的交流

| 主な施策・支援策                                 | ページ<br>数 |
|--|----------|
| (1) J E Tプログラム                           | 1        |
| (2) 地方公務員海外派遣プログラム                       | 1        |
| (3) 姉妹都市交流の積極的推進                         | 2        |
| (4) 国際交流短期研修                             | 2        |
| (5) 外務省による国際交流・協力、国際化に対する支援              | 2        |
| (6) 文化芸術交流事業                             | 5        |
| (7) 海外における日本語教育事業                        | 7        |
| (8) 日本研究・知的交流                            | 9        |
| (9) グローバル・シンクネット/シビルネット<br>/政治/議会交流プログラム | 10       |
| (10) 教育、科学技術・学術、文化及びスポーツ<br>分野における国際交流   | 11       |
| (11) 青年国際交流事業                            | 23       |

## 東アジア連携の体系

### ・文化交流、知的交流

| 主な施策・支援策（URL）  | 主務省庁・機関                     | 概要  |
|--|-----------------------------|---|
| (1)JET プログラム<br><a href="http://www.jetprogramme.org/">http://www.jetprogramme.org/</a><br><a href="http://www.soumu.go.jp/kokusai/kouryu.html">http://www.soumu.go.jp/kokusai/kouryu.html</a> | 総務省・<br>外務省・<br>文科省・<br>クレア | JET プログラムは、地方公共団体等が外国青年を招致する事業であり、外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流を推進することを目的としています。<br><参加者の処遇><br>報酬 税引き後 年間 360 万円程度支給<br>旅費 赴任・帰国時の旅費支給<br>保険 政府管掌健康保険、厚生年金保険<br>海外旅行損害保険<br><参加者数>（2005 年：5853 名）<br>1 年目 2623 名 3 年目 1046 名 5 年目 50 名<br>2 年目 2057 名 4 年目 77 名<br>（国別：2005 年）米国 2873 名、英国 916 名、カナダ 778 名、オーストラリア 420 名、ニュージーランド 320 名・・・<br>中国 83 名、韓国 67 名） |
| (2) 地方公務員海外派遣プログラム<br><a href="http://www.soumu.go.jp/kokusai/kouryu.html">http://www.soumu.go.jp/kokusai/kouryu.html</a>  | 総務省                         | 派遣元の地方公共団体からの要請により総務省が財団法人自治体国際化協会を通じて受け入れ可能な派遣機関（原則として、地方公共団体、研究機関又は大学、美術館）をあっせんしています。<br>（派遣者数）<br>H15 年度 11 名、16 年度 5 名、17 年度 2 名  |

|  |                |  |
|--|----------------|--|
| <a href="http://www.claire.or.jp/ai/kouryu.html">ai/kouryu.html</a>  |                |  |
| <p>(3) 姉妹都市交流の積極的推進</p> <p><a href="http://www.claire.or.jp/j/simai/qanda/index.html">http://www.claire.or.jp/j/simai/qanda/index.html</a></p> | <p>総務省・クレア</p> | <p>2004年1月現在、姉妹都市提携は1,500件を超え、提携自治体も1,000団体近くになっています。全国の姉妹交流活動件数の約6割が教育交流と行政交流で占められています。教育交流は、ホームステイ活動や留学生の派遣・受入、作品の交換などの活動が多く、行政交流は概ね記念式典の開催や、訪問団、視察団の派遣・受入といった活動が行われています。</p> <p>しかし、近年の傾向として、経済や観光の分野での交流や植林の実施、医療器具や生活必需品などの支援物資を提供するなどの協力の分野でも交流が行われています。</p> <p>提携相手国数を国別に見ると、アメリカ合衆国がもっとも多く提携先の約3割を占め、ついで中国が約2割と、この2国との提携が全体の約半数となっております</p> <p>自治体に取り組む地域の国際化推進施策には姉妹自治体の提携以外にも、多岐にわたる分野での国際交流・国際協力事業が行われています。最近では地域間の経済交流、産業・学術交流を推進するために経済交流協定を締結する事例が見受けられます。</p> |
| <p>(4) 国際交流短期研修</p> <p><a href="http://www.claire.or.jp/j/jinzai/juku.html">http://www.claire.or.jp/j/jinzai/juku.html</a></p>                 | <p>クレア</p>     | <p>地方公共団体職員等を対象に3ヵ月程度の海外派遣研修を実施し、語学研修とあわせ、外国地方団体の実状を身をもって体験する機会を提供することを目的としています。</p> <p>(平成14年度は、アメリカコースに8名、ヨーロッパコースに9名の計17名が研修生として参加)</p>   |
| <p>(5) 外務省による国際交</p>   | <p>外務省</p>     | <p>領事局政策課</p> <p>都道府県の行う県費留学生受入事業に対し、2分の1限度に補助金を交付。</p>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>流・協力、国際化に対する支援</p> <p><a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/kokusai/">http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/kokusai/</a></p> | <p>国際開発協力関係民間公益団体補助金（NGO 事業補助金）制度<br/>（民間援助支援室）</p> <p>日本の NGO が開発途上国・地域において行うプロジェクト企画調整、プロジェクト評価など NGO の事業促進に資する事業に対し、1 千万円を上限に総事業費の 2 分の 1 を限度に補助金を交付。</p> <p>日本 NGO 支援無償資金協力（民間援助支援室）</p> <p>日本の NGO が開発途上国・地域で実施する経済・社会開発及び緊急人道支援プロジェクトに対し資金協力をを行う制度。</p> <p>草の根・人間の安全保障無償資金協力（無償資金協力課）</p> <p>開発途上国で活動する NGO、開発途上国の地方自治体、教育・医療機関等が実施する比較的小規模なプロジェクトに対し、在外公館が中心 となって直接資金協力をを行うもの。我が国の地方自治体が国内で実施する国際協力事業を直接支援することはできないが、我が国の地方自治体のカウンターパートとなる NGO、開発途上国の地方自治体が現地において実施するプロジェクトを支援することは可能。また、我が国地方自治体が無償提供する中古物資（消防車、救急車、自転車等）を途上国の NGO、地方政府へ寄贈する事業については、輸送費等をリサイクル草の根無償で積極的に支援している。）</p> <p>平成 15 年度より、より個々の人間に着目し（人間の安全保障）個人の保護、能力育成を積極的に支援していく。</p> <p>草の根文化無償協力（文化交流課）</p> <p>文化、高等教育、スポーツの分野において、開発途上国で活動する NGO、開発途上国の地方自治体、学術・研究機関、高等教育・研究機関等の非営利団体が実施する比較的小規模なプロジェクトに対し、在外公館が中心 となって直接、これら分野における活動の振興に資する機材を購入し、または、中古機材（ピアノ、映写機等）を輸送するための資金協力をを行うもの。（我が国の地方自治体が実施する事業を直接支援することはできないが、我が国の地方自治体のカウンターパートとなる NGO、開発途上国の地方自治体が実施するプロジェクトを支援することは可能。）</p> |
|--|--|

|  |   |
|--|---|
|  | <p>国際交流基金による文化交流に関する支援、協力（文化交流課）</p> <p>地域・草の根交流国際会議助成事業</p> <p>地方自治体の第3セクター、非営利団体が行う草の根交流に対する助成。</p> <p>市民交流プログラム助成事業</p> <p>日米両国の市民の相互理解、共通課題への取組みに対する助成</p> <p>アジア草の根交流助成事業</p> <p>アジア諸国全域を対象とする草の根レベルでの交流事業に対する助成。</p> <p>外国文化紹介事業</p> <p>地方自治体等との協力・共催による外国文化紹介事業の実施。</p> <p>独立行政法人国際協力機構（JICA）による支援、協力（民間援助支援室）</p> <p>草の根技術協力事業</p> <p>開発途上地域の社会・経済発展に資する目的で、JICA がわが国の NGO、地方公共団体、大学等（以下、わが国 NGO 等）に事業を委託し、現地 NGO 等と連携の上実施する技術協力事業。</p> <p>（草の根パートナー型）</p> <p>途上国支援の経験・実績を有する NGO 等が、既に有する経験や技術を生かして行なう技術協力事業。3 年間以内総額 5 千万円以下（随時募集、年 2 回の選考・採択）</p> <p>（草の根協力支援型）</p> <p>国内での活動実績はあるものの、国際協力の経験が乏しく小規模な NGO 等の国際協力活動を支援。3 年間以内総額 1 千万円以下。</p> <p>（地域提案型）</p> <p>日本の地域社会が自ら持つノウハウ、経験を活かした地方自治体の提案による現地での技術指導や途上国からの人材の受入を通して、途上国の人々や地域の発展に役立つような協力活動を支援。（年 1 回の募集・選考）</p> |
|--|---|

|   |                    |  |
|---|--------------------|--|
|   |                    | <p>広報文化交流部総合計画課による支援</p> <p>地方自治体が実施する海外における観光客の誘致活動への支援。</p> <p>人物交流室による支援</p> <p>地方自治体が実施する留学生への奨学金に関しホームページを通じ広報活動を支援。</p> <p>国際文化協力室による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体と国連大学との事業協力に対する側面支援。</li> <li>・ユネスコ関連 NGO が国内外で行う活動への側面支援。</li> </ul>   |
| <p>(6) 文化芸術<br/>交流事業</p> <p><a href="http://www.jp.go.jp/j/culture_j/human/index.html">http://www.jp.go.jp/j/culture_j/human/index.html</a></p> | <p>国際交流<br/>基金</p> | <p>1．日本文化発信・専門家交流促進・国際文化協力</p> <p>日本の生活文化やスポーツ等を紹介することで日本に対する親しみと理解を深める日本文化紹介派遣、総合的な日本理解と交流促進のための文化人やグループの招へい、文化の諸分野の人材育成と自立化支援のためのワークショップや人物交流事業など、幅広い活動を行ないます。</p> <p>2．市民青少年交流・異文化理解促進</p> <p>(1) 指導者のネットワーク作り</p> <p>各国の中学高校の社会科教員をグループで招へいしたり、コミュニティ活動の専門家など市民青少年交流の指導者をグループで招へいしたりすることで、指導者間のネットワーク形成を促進します。</p> <p>(2) 市民青少年交流の促進</p> <p>各国の市民や青少年同士の理解を促進するための相互交流事業・文化交流事業に協力することにより、市民青少年レベルでの交流の一層の促進に貢献します。</p> <p>(3) 異文化理解の促進</p> <p>わが国の市民にアジア・中東などの外国文化を紹介するための理解講座やワークショップを実施することにより、国際相互理解と多文化共生社会の実現をめざします。</p> <p>3．造形美術</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>諸外国と日本の相互理解を深めるための活動として各種の美術交流事業を行なっています。日本の伝統芸術や現代芸術などを海外に紹介するとともに、海外の芸術の国内への紹介にも力を入れています。</p> <p>4．舞台芸術</p> <p>(1) 海外公演<br/>日本の優れた舞台芸術を海外に紹介するために公演団を派遣したり、海外公演事業に対して助成を行ないます。</p> <p>(2) 国内公演<br/>日本であまり知られていない開発途上国などの舞台芸術・芸能を紹介する事業を主催したり、国内公演事業に対して助成を行ないます。</p> <p>(3) 舞台芸術国際共同制作<br/>諸外国の芸術家・団体等との共同制作を通じ、国際交流を通じた新たな芸術創造を目指します。</p> <p>(4) 舞台芸術情報交流<br/>日本の舞台芸術に関する Web サイト(Performing Arts Network Japan)の運営や国際舞台芸術祭や見本市に対する支援を通して、情報交流やネットワークの形成を促進します。</p> <p>5．映像</p> <p>(1) テレビ番組交流促進<br/>日本紹介活動の一環として、日本のテレビ番組(ドラマ、ドキュメンタリー、長・短編映画等)を国際版に改編し、海外のテレビ局に対して提供しています。</p> <p>(2) 劇映画および日本文化紹介映画の配布、提供<br/>国際交流基金の海外事務所や日本大使館等の文化活動の一助として日本の劇映画(外国語字幕版)や文化紹介映画(外国語吹き替え版)を配布、提供します。</p> <p>(3) 海外での日本映画上映<br/>海外において開催される国際映画祭への出品や参加協力を行なうほか、諸外国の映画専門機関との共催で日本映画特集上映会を実施します。企画によっては監督・批評家による講演会なども実施します。</p> |
|--|--|

|  |               |   |
|--|---------------|---|
|  |               | <p>(4) 国内での外国映画上映<br/>日本で紹介される機会の少ない諸外国の映画の上映を映画祭の形で企画すると共に、国内で開催される国際映画祭を助成します。</p> <p>(5) 映画・テレビ番組制作協力<br/>内外の団体を対象に、日本に関する映画・テレビ番組等の映像資料の制作費の一部を負担し、協力します。</p> <p>6. 出版</p> <p>(1) 出版・翻訳協力<br/>日本文化を海外に紹介するための人文、社会科学及び芸術分野の日本語で書かれた優れた図書の外国語への翻訳及び外国語で書かれた優れた図書の出版に、経費の一部を分担し、協力します。</p> <p>(2) 図書展参加<br/>海外で開催される国際図書展などへの参加を推進します。</p> <p>(3) 書誌情報誌 Japanese Book News 発行<br/>日本の出版状況や出版物に関する情報を、海外の出版社、編集者、翻訳者に向けて発信するニュースレターです。</p> |
| <p>(7) 海外における日本語教育事業<br/><a href="http://www.jpff.go.jp/">http://www.jpff.go.jp/</a></p> | <p>国際交流基金</p> | <p>1. 海外日本語教育機関調査</p> <p>2. 日本語教育専門家の海外派遣<br/>2005 年度には、各国教育省、基金海外事務所、日本人材開発センター、主要大学、初・中等教育機関等、海外119 のポストに日本語教育専門家、ジュニア専門家、日本語教育指導助手を派遣。</p> <p>3. 海外の日本語教師の訪日研修<br/>海外の日本語教師の教授能力を高め、日本に関する知識を深めるため、さいたま市にある日本語国際センターで、</p>   |



|  |   |
|--|---|
|  | <p>次のような招へい研修を行なっています。</p> <p>指導的日本語教師の養成</p> <p>1年間で修士号取得を目指す&lt;日本語教育指導者養成プログラム(修士コース)&gt;(国立国語研究所、政策研究大学院大学と連携)、日本語国際センター研修修了者が更なる専門知識や技能を身に付けるための、&lt;海外日本語教師上級研修&gt;(2カ月)があります。</p> <p>海外日本語教師研修</p> <p>日本語教授経験の短い若手外国人日本語教師対象の&lt;海外日本語教師長期研修&gt;(6カ月)、日本語教師として2年以上の経験を持つ外国人日本語教師対象の&lt;海外日本語教師短期研修&gt;(2カ月、年3回)、海外に長年在住している日本人日本語教師のための&lt;在外邦人日本語教師研修&gt;(1カ月)などのほか、国別・教育段階別の研修も実施しています。</p> <p>4.日本語教育教材の開発・制作支援・寄贈</p> <p>日本語国際センターでは、教材の開発や、寄贈を通じて海外の日本語教育を支援しています。</p> <p>5.日本語能力試験、年少者インターネット試験</p> <p>海外における「日本語能力試験」を、第22回目にあたる2005年度は45か国・地域、115都市にて実施します。初回の1984年度の受験者数は5,149名、2004年度の受験者数は、243,242名でした。</p> <p>6.専門日本語研修、日本語学習奨励研修</p> <p>～専門日本語研修～</p> <p>特定の職務または専門研究上の目的で日本語能力を必要とする専門家への日本語教育支援として、外交官日本語研修、公務員日本語研修(いずれも9カ月、両研修併せて40名を予定)、司書日本語研修(6カ月)、研究者・大学院生日本語研修(2カ月、4カ月、8カ月コース)を関西国際センターで実施しています。</p> <p>～日本語学習奨励研修～</p> <p>海外の日本語学習の継続を奨励するため、各国成績優秀者、大学生、高校生、並びに韓国の高校生(李秀賢氏記念韓国青少年招へい事業)を対象とした研修を、関西国際センターで実施しています。</p> |
|--|---|

|   |                             |   |
|---|-----------------------------|---|
|   |                             | <p>7. 海外の日本語教育機関等への助成<br/>         以下のような助成プログラムにより、海外の日本語教育機関や教師会などを支援しています。（以下 2005 年度予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外日本語講座専任講師給与助成(14 件)</li> <li>海外日本語講座現地講師謝金助成(36 件)</li> <li>海外日本語弁論大会助成(111 件)</li> <li>海外日本語教育ネットワーク形成助成(30 件)</li> <li>海外日本語教育支援 NGO 助成（8 件:第 1 回公募）</li> </ul> <p>8. 海外の日本語教育に関する調査および情報の提供・広報<br/>         冒頭の日本語教育機関調査のほか、各国の日本語教育状況の随時調査、シンポジウムの開催、出版物(『日本語教育通信』(ISSN 1343-2524)、『日本語教育論集・世界の日本語教育』(ISSN 0917-2920、市販)など)の刊行、Web サイトの運営等を通じ、海外の日本語教育についての情報を提供しています。</p> |
| <p>(8) 日 本 研<br/>         究・知的交流</p> <p><a href="http://www.jpff.go.jp/">http://www.jpff.go.jp/</a></p> | <p>国際交流<br/>         基金</p> | <p>日本研究<br/>         わが国に対する諸外国の理解を深め、各国と日本との良好な関係を維持、発展させるために、海外の日本研究者に対するフェローシップの供与や日本に取り組む高等教育機関に対する支援事業を実施します。偏見や先入観とは一線を画した、日本を直に良く知る有識者による多面的な見方が、現地で広く共有されるよう協力します。また、海外日本研究調査やウェブサイト運営等を通じて、日本研究者や機関相互の情報交換やネットワーク化を促進します。</p> <p>知的交流<br/>         世界や地域に共通する課題への理解を深めること、それらの共通課題を解決することに向けて、さまざまな分野の知的リーダーが、国境を超えて協力、共同して取り組む対話や研究などの知的交流事業を企画、実施します。また、多様な担い手が企画、実施する知的交流事業を支援します。</p>  |

|   |                      |   |
|---|----------------------|---|
|   |                      | こうした知的交流の推進を通じ、多層的、多角的な国際相互理解を推進し、世界の発展と安定に向けた知的貢献をしていきたいと考えています。   |
| (9) グローバル・シンクネット/シビルネット/政治/議会交流プログラム<br><br><a href="http://www.jcie.or.jp/japan/index.htm">http://www.jcie.or.jp/japan/index.htm</a> | (財)日本国際交流センター (JCIE) | <p>(1) グローバル・シンクネット (GTN/Global ThinkNet)</p> <p>日本国際交流センターが 1996 年に提唱したコンセプトで、内外のシンクタンクや研究機関の恒常的なネットワークを基盤に、政策研究・政策対話をグローバルに展開する「ネットワーク型シンクタンク」を意味します。ここでは、世界から人材を得て、先駆的な政策課題に関わる共同研究、対話、情報交流、人材育成、出版などを国際的に展開しています。「グローバル・シンクネット」には、東アジアにおける対話・研究モニター、アジア太平洋の安全保障の現況モニターや、アジア太平洋地域の主要シンクタンク・研究機関の国際コンソーシウム「アジア・パシフィック・アジェンダ・プロジェクト (APAP)」、 「アジア欧州協力協議会 (CAEC)」、 「三極委員会」、 二国間対話、国際共同研究の運営などが含まれます。</p> <p>また、これまでの国際社会における日本の役割、日米関係、アジア太平洋の安全保障、ガバナンスにおけるシビル・ソサエティや政治家の役割といったテーマに加え、昨今、「人間の安全保障」、「東アジア共同体の構築」を重要課題として取り上げています。</p> <p>(2) シビルネット</p> <p>「シビル・ソサエティ」(Civil Society) と呼ばれる NGO・財団・シンクタンクなどの民間非営利 (NPO) セクターが公益の実現により広く参画していくことが求められています。シビネットでは、こうしたシビル・ソサエティの強化と発展をはかるため、国内基盤やフィランソロピーの拡充、地域やコミュニティ、自治体などのグラスルーツの交流や協力の推進、企業フィランソロピーの促進、アジア太平洋地域のネットワークの拡大などを行っています。また、グローバル・シンクネットでも政策形成に関わるシビル・ソサエティの課題を取り上げています。</p> <p>(3) 政治・議会交流事業 (PEP)</p> <p>国際的な相互依存関係が進展する中で、国内政治と国際政治の領域はますます密接で不可分なものになっています。政策決定に携わる政治家や議会関係者の相互理解を深め、協力関係を緊密化することは、二国間関係の安定・</p> |

|   |            |   |
|---|------------|---|
|   |            | <p>発展のみならず、地域的課題やグローバルな課題での協力を促進する上でも、きわめて重要です。日本国際交流センターの政治・議会交流事業では、日米議員交流プログラムをはじめ、米国議会スタッフ交流プログラム、日米青年政治指導者交流プログラム、日豪若手政治家交流プログラムを継続的に実施し、双方が抱える政策的課題について対話や共同研究や調査研究を重ね、信頼関係を基盤とした人的ネットワークの形成を目指しています。</p>   |
| <p>(10)教育、科学技術・学術、文化及びスポーツ分野における国際交流<br/> <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/kouryu/index.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/kouryu/index.htm</a></p> | <p>文科省</p> | <p>1. 教育分野における国際交流<br/> (1) 高等教育における国際化の推進<br/> 国際的な大学の質保証<br/> 平成 16 年 3 月に学識経験者などによる調査研究協力者会議により「国境を越えて教育を提供する大学の質保証について」が取りまとめられました。その中では、<br/> 我が国の大学の国際展開及び外国の大学の日本校等に係る質保証等の在り方<br/> e ラーニングによる国際展開に係る質保証の在り方<br/> 大学の質保証に係る国際的な情報ネットワークの構築<br/> について、高等教育が国境を越えて展開する時代に対応しうよう、教育の質の維持向上などの観点から国際的な大学の質の保証の在り方が提言されました。<br/> 外国大学の日本校及び我が国の大学の国際展開に関する制度整備<br/> * 外国大学日本校の位置付け<br/> 外国大学日本校のうち、当該外国の学校教育制度において正規の課程と位置づけられているものであって、文部科学大臣が指定するものに関し、以下のように我が国の教育制度との接続を可能としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本の大学院等への入学資格を認める</li> <li>・ 日本の大学等への転学・編入学を認める</li> <li>・ 日本の大学等との単位互換を認める</li> </ul> <p>* 我が国の大学の国際展開</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>我が国の大学が外国に学部、学科等の組織（海外校）を設けて教育活動を行う場合についての規定を整備しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外校において、教育課程の全て又は一部を履修できます</li> <li>・ 海外校において、全ての教育課程を修了して卒業した者には、日本の大学の学位が授与されます</li> </ul> <p>大学教育の国際化推進プログラム</p> <p>* 長期海外留学支援</p> <p>日本人の学生等を海外の大学院等に派遣し、学位取得や専門分野の研究をさせることにより、国際化する社会に対応できる優秀な人材の養成を支援するものです。</p> <p>* 海外先進教育研究実践支援</p> <p>教職員の教育研究能力の向上等により、教育面での改革に資することを目的とした海外派遣の取組みについて支援するものです。</p> <p>* 戦略的国際連携支援</p> <p>大学等が自らの特色を生かし、海外の大学等と教育研究活動で連携し、国際的な共同プログラムを実施するなど、総合的な国際教育活動の取組みを支援するものです。</p> <p>大学等間交流協定締結（締結件数 平成 12 年 6317 件、平成 16 年 11292 件）</p> <p>大学等間交流協定とは、両国の大学等が教育・学術の相互交流の必要性に基づいて各大学が独自に締結を行う協定書等です。全学的な協定等の他、学部、大学院、研究所等間の協定等も対象としており、交流の内容としては、日本人学生の派遣、外国人学生の受入れ、研究者の相互交流、共同研究の実施、協定等に基づく国際シンポジウムの開催等があります。</p> <p>海外拠点設置状況調査（機関数 64 機関）</p> <p>近年、我が国の大学等の国際化が進展することに伴い、海外に教育施設、研究・研修施設、事務所、国際交流施設等（本調査上「海外拠点」とする）を設置する大学が増加しました。海外拠点の役割では、現地における教育の提供、現地の大学・企業等との共同研究活動のサポート、自大学等の海外広報等が行われています。</p> |
|--|---|

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>大学等職員の国際的資質の向上<br/> 国際企画担当職員研修</p> <p>大学等各機関において、国際関係事業を担当する係長相当の事務職員を対象に、国際関係業務の的確な遂行を図る上で必要な知識・能力を修得させること、またこれらの職員の資質向上を図ることによって国際関係事務組織が強化されることを目的として、年1回、講義、講演、グループ討議などを内容とする約3日間の研修を東京にて開催しています。</p> <p>国際教育交流担当職員長期研修プログラム（LEAP）</p> <p>文部科学省は、国際的な資質向上と国際関係組織を強化する等の観点から大学等の職員を対象に、米国で1年間の語学研修並びに国際関係業務のインターンシップ等を内容とする、国際教育交流担当職員長期研修プログラム（LEAP）事業を実施しています。</p> <p>(2)留学生支援</p> <p>国費留学生（奨学金 大学院月額 175000 円、学部月額 135000 円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業料（国立大学法人は不徴収、公私立は文部科学省負担）</li> <li>・渡航旅費 航空券を支給</li> </ul> <p>私費留学生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習奨励費（対象：経済的援助を必要とする成績優秀者）<br/> （大学院月額 70000、学部月額 50000 円）</li> <li>・授業料減免措置（国立大学 = 授業料免除制度、私立大学授業料減免措置を講じた学校法人に対して、授業料の3割を限度に助成）</li> <li>・医療費補助 医療費の一部を補助</li> <li>・アルバイトの許可 1週間28時間以内、長期休業中は1日8時間まで可）</li> </ul> |
|--|--|---|

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・冠留学生奨学金事業（18 団体：支援企業名または個人名を冠する奨学金）</li> <li>・地方公共団体・大学・民間等による補助金<br/>留学生宿舍の確保<br/>国立大学留学生宿舍の建設 平成 15 年度までの整備戸数 7,069 戸<br/>独立行政法人日本学生支援機構 <ul style="list-style-type: none"> <li>・留学生宿舍建設奨励事業 地方公共団体等の留学生宿舍建設を促進するため の奨励金制度。平成 17 年 3 月までの整備戸数 1,731 戸</li> </ul> </li> <li>・宿舍費補助 国費留学生のうち、民間宿舍に入居している者に対して、宿舍費の補助を行う。（但し、平成 12 年度から新規に採用された者は対象外）</li> <li>・国際交流会館等の運営 札幌（50 戸）、仙台第一（57 戸）、仙台第二（79 戸）、東京（282 戸）、駒場（314 戸）、祖師谷（362 戸）、東京国際交流館（801 戸）、金沢（49 戸）、京都（80 戸）、大阪第一（259 戸）、大阪第二（40 戸）、兵庫（197 戸）、広島（41 戸）、福岡（54 戸）、大分（204 戸）、東京日本語教育センター留学生寮（149 戸）、大阪日本語教育センター留学生寮（54 戸）<br/>計（3,072 戸）</li> <li>・指定宿舍確保促進 民間の良質な民間宿舍・アパートを留学生専用宿舍として指定し、家主に指定宿舍保証金を支払うことにより安定的に供給。<br/>平成 16 年度 2,065 戸<br/>財団法人 日本国際教育支援協会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・留学生住宅総合補償<br/>入居契約における保証人の負担を軽減するとともに、保証人を引き受けやすい環境を整備するため、火災、事故等による損害賠償に加え、家賃の未払い等も補償の対象とする。<br/>財団法人 留学生支援企業協力推進協会</li> <li>・社員寮提供の促進</li> </ul> </li> </ul> |
|--|--|---|

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>民間企業の協力を得て留学生への社員寮提供事業を促進。<br/>平成 17 年 2 月末現在 698 戸</p> <p>(3)教員の海外派遣<br/>平成 12 年度から長期派遣を短期派遣（16 日間）に一本化して実施。<br/>平成 16 年度以降、研修テーマ及び調査研究課題に応じて実施。</p> <p>(4)帰国・外国人児童生徒に対する教育<br/>海外から帰国した子どもに対し、国内の学校生活への円滑な適応を図るだけでなく、帰国児童生徒の特性の伸長・活用など、海外における学習・生活体験を尊重した教育を推進するため、文部科学省では次のような施策を推進しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の国際化推進地域の指定（平成 17 年度：20 都府県（33 地域））</li> <li>・帰国・外国人児童生徒の個に応じた特色ある教育指導のあり方や、その他の児童生徒との相互啓発を通じた国際理解・異文化理解の推進等について、指定を受けた市町村の教育委員会が、都道府県の教育委員会と連携し、学校と地域等が一体となった実践研究を行うこととしています。</li> <li>・国立大学・学部附属学校における帰国子女教育学級等の設置（9 大学 19 校（小学校 7 校、中学校 10 校、高等学校 2 校））</li> <li>・帰国児童生徒に対する教育的配慮に基づく指導とそのための実践的研究等を行うために、附属学校に帰国子女教育学級等を設置している国立大学に対し、運営費交付金の中に所要額を計上しています。</li> <li>・帰国児童生徒教育担当の指導主事、教員等を対象とした研究協議会の開催<br/>高等学校・大学入学者選抜での帰国子女特別枠の設定等、特別な配慮を行うよう要請<br/>日本語能力が不十分な外国人児童生徒に対しては、日本語指導や生活面・学習面での指導について特段の配慮が必要であることから、文部科学省では次のような日本語指導・適応指導に関する施策を推進しています。</li> </ul> |
|--|--|---|



|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人児童生徒・帰国児童生徒対応の教員の配置</li> </ul> </li> <li>第6次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画に基づく「外国人児童生徒・帰国児童生徒」の日本語指導等に対応した教員定数の特例加算により、その給与費等を国庫負担。(平成17年度：985人)</li> <li>・教員研修等 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 帰国・外国人児童生徒教育研究協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会の担当指導主事及び受入れ校の担当教員等を対象として、地域や学校における実践事例等の情報交換等を行う研究協議会を実施。(年1回、1日間、200名程度)</li> </ul> </li> <li>イ 外国人児童生徒等に対して日本語指導を行う指導的な立場にある教員の指導力向上を目的とした研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人児童生徒等に対する日本語指導等を担当する指導主事等を対象とした、日本語指導法をはじめとする必要な知識の習得のための実践的な研修を実施。(年1回、4日間、150名程度)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・日本語指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 学校教育におけるJSLカリキュラムの開発 <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人児童生徒等の速やかな日本語の習得を促すと共に、効率的かつ効果的な日本語指導の取組を支援する目的で、日本語の初期指導から教科学習につながる段階の学校教育におけるJSLカリキュラムの開発事業を実施(小学校編(最終報告):平成15年7月、中学校編:作成中)。</li> </ul> </li> <li>イ 日本語指導教材の作成・配布</li> <li>ウ 外国人児童生徒等指導資料の作成・配布</li> </ul> </li> <li>・調査研究 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の国際化推進地域の指定 <ul style="list-style-type: none"> <li>帰国・外国人児童生徒の個に応じた特色ある教育指導のあり方や、その他の児童生徒との相互啓発を通じた国際理解・異文化理解の推進等について、指定を受けた市町村の教育委員会が、都道府県の教育委員会</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> |
|--|--|---|

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>と連携し、学校と地域等が一体となった実践研究を行う。(平成17年度：20都府県(33地域))</p> <p>イ 母語を用いた帰国・外国人児童生徒支援に関する調査研究<br/>     帰国・外国人児童生徒の早期の適応や特性の伸長等を目的として、来日前の生活背景や学習歴を踏まえ、母語の理解できる調査協力者を活用した当該児童生徒への教育の充実に関する調査研究を行うとともに、その取組成果をデータベース化し、全国に情報提供する。(平成17年度：23都府県(43地域))</p> <p>ウ 不就学外国人児童生徒支援事業(新規)<br/>     就学年齢にある外国人の子どもたちの不就学の問題を解決するため、教育委員会及び学校が、外国人登録を行う市町村部局、民間企業、NPOなどの関係機関と連携し、外国人の子どもたちの不就学の実態の把握、要因分析、及び(又は)就学支援に関する実践研究を行う。</p> <p>2. 科学技術・学術分野における国際的な展開<br/>     (1) アジア、太平洋諸国との協力<br/>     中国との間では、科学技術協力協定に基づく協力のほか、2004年11月には文部科学省と中国科学技術部との間で第3回目の政府対話を実施、2004年6月、2005年4月には中国科学院との間で日中セミナーを開催するなど、科学技術担当行政官の交流を推進しています。<br/>     韓国との間では、科学技術協力協定に基づき、2005年4月には第5回日韓科学技術フォーラムを開催し、宇宙(地球観測)、海洋技術、ライフサイエンス、ナノテクノロジーに関する専門家による活発な議論を行うなど、政府間、研究機関・研究者レベルで活発な協力を実施しています。<br/>     日本・中国・韓国の3か国の間では、2004年(平成16年)3月に東京で開催した第2回日中韓科学技術協力局長級会議での合意を受けて、2005年に大臣級会合の開催を予定しています。<br/>     シンガポール、メキシコとの間では、科学技術分野での協力を含む経済連携協定(EPA)が締結され、フィリピン、タイ、マレーシアとの間では締結に向けて協議が続いています。<br/>     このほか、インドネシア、インド、イスラエル等との間でも科学技術協力協定等に基づき、情報交換、研究者</p> |
|--|--|--|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>の交流、共同研究の実施等の協力が進められています。</p> <p>また、科学技術協力協定等が締結されていない国についても、今後の協力可能性等について意見交換を行っています。</p> <p>(2) 第2期国際化推進委員会における検討</p> <p>平成16年3月より第2期国際化推進委員会(主査:池端雪浦)の審議を開始しました。人材や技術など「知」をめぐり国際競争が激化する国際情勢を踏まえつつ、第3期科学技術基本計画に向け、科学技術・学術活動の「国際化」から更に踏み込んだ「国際展開の戦略的推進」の指針とするため、平成17年度に重点的に取り組むべき方策を含む報告書「科学技術・学術分野における国際活動の戦略的推進について」報告を平成17年1月にとりまとめました。その内容は、以下の通りです。</p> <p>国際情勢の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「知」をめぐり世界大競争の時代</li> <li>・ 世界共通の課題の増加</li> <li>・ 科学技術・学術の進展による国際展開の要請</li> <li>・ 地域連合の発展とアジアの台頭</li> </ul> <p>我が国にとっての課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 科学技術・学術と社会・経済の発展</li> <li>・ 世界共通の課題への対応</li> <li>・ アジアにおける連携強化</li> <li>・ 魅力ある研究環境の実現</li> </ul> <p>科学技術・学術の国際展開に関する戦略的推進方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際戦略に基づいた活動の重点的推進</li> <li>・ アジアにおけるパートナーシップの構築</li> </ul> |
|--|--|

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際展開基盤の強化</li> <li>・ 国際的研究人材の養成・確保・ネットワーク構築</li> </ul> <p>中国、韓国との連携方策の検討は、日中韓科学技術大臣会合の開催が検討されているなど、喫緊の課題です。このため、日中韓パートナーシップワーキンググループ（主査 西野 文雄 政策研究大学院大学教授）を設置し、平成 16 年 12 月に報告書「日中韓パートナーシップの強化について」をとりまとめました。</p> <p>( 3 ) 研究者国際交流<br/>派遣<br/>エリア別割合については、総数では、欧州（35.2 パーセント）、北米（29.0 パーセント）、アジア（28.1 パーセント）、オセアニア（3.8 パーセント）等の比率となっています。滞在期間で比較すると、短期(30 日以内)派遣と比べて、長期（30 日超）派遣における欧州（38.5 パーセント）、北米（36.5 パーセント）地域の割合が高く、アジア（15.2 パーセント）地域の割合が低くなり、長期的な派遣は、欧米中心であることが分かります。</p> <p>( 4 ) 日本学術振興会におけるアジア交流<br/>アジア諸国等との交流事業<br/>アジア諸国等との学術交流に関しては、将来アジアが欧米と伍する世界の 3 大研究センターのひとつに発展することを目指し、長期的観点からアジア諸国とのパートナーシップを強化することを目指しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究拠点の形成<br/>特定分野及び研究課題を対象とした国際的共同研究を、日本及びアジア諸国に拠点として定められた大学を中心として実施する「拠点大学交流事業」、日中韓 3 カ国がアジアの中核となり世界トップレベルの研究拠点を形成することを目指す「日中韓フォーサイト事業」、アジアに世界的水準の研究と若手研究者の</li> </ul> |
|--|--|--|

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>育成を行う拠点を形成することを目的として、相手国との対等なパートナーシップに基づき共同研究を支援する「アジア研究教育拠点事業」、アジア・アフリカ地域における諸課題の解決に科学技術面から貢献するため、我が国の研究機関が主導的役割を果たし、中核的研究拠点の構築と若手研究者の育成を支援する「アジア・アフリカ学術基盤形成事業」を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他のアジア諸国との交流</li> </ul> <p>小規模グループまたは個人の研究者による従来の二国間交流を実施するほか、論文提出による博士の学位取得を希望するアジア地域の研究者に研究指導を行う「論文博士号取得希望者に対する支援事業」や、アジア諸国の若手研究者を対象に、短期集中型セミナーによりアジアの若手研究者に最新の学術成果を紹介する「アジア学術セミナー」を実施しています。</p> <p>(5) 科学技術振興機構 (JST) による戦略的国際科学技術協力推進事業</p> <p>平成 15 年度より、政府間合意等に基づく科学技術分野における重要課題に関し、戦略的な国際科学技術協力を推進するため、「戦略的国際科学技術協力推進事業」が開始されました。カウンターパートの外国機関と連携して、内外の優れた研究者のチームによる比較的小型の共同研究等を推進し、個別の研究領域を対象とした研究集会を開催します。平成 15 年度は、中国、韓国、米国との協力を開始し、平成 16 年度はこれらの協力を継続して実施したのに加え、新たに英国とスウェーデンとの協力等を実施しました。</p> <p>(6) 大学国際戦略本部強化事業</p> <p>「知」を巡る世界大競争へ対応し、国内外の優秀な研究者を惹き付ける国際競争力のある研究環境を実現する必要があります。そのため、各大学等の特色に応じた「国際戦略本部」といった全学横断的な組織体制を整備し、大学等としての国際戦略を打ち立てながら、学内の各種組織を有機的に連携した全学的、組織的な国際活動を推進することにより、大学等における国際活動を重点的に強化します。</p> <p>(7) アジア原子力協力フォーラム (FNCA)</p> <p>原子力委員会の主催によるアジア地域における多国間原子力協力推進のための枠組みで、以下により構成されています。(参加国：オーストラリア、中国、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、</p> |
|--|--|---|

|  |   |
|--|---|
|  | <p>タイ、ベトナム（9カ国、アルファベット順）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大臣級参加者による政策対話を中心としたFNCA本会合</li> <li>・ 協力活動の調整・とりまとめを行うコーディネーター会合</li> <li>・ 分野別地域協力活動（現在8分野）</li> </ul> <p>3．文化及びスポーツを通じた国際交流</p> <p>(1) 現代舞台芸術アジア協力事業</p> <p>アジアから舞台技術者を招致し、新国立劇場で技術研修を行い、各国の現代劇場の舞台技術の向上と現代舞台芸術の振興に資することを目的として、平成11年度から実施しています。</p> <p>(2) 「九州国立博物館」の開館</p> <p>「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」という新しい視点を持った博物館を目指し、古くからアジア諸国との交流の窓口であった九州・大宰府の地に、平成17年10月、「九州国立博物館」が開館します。</p> <p>(3) 「国立劇場おきなわ」の開場</p> <p>国立劇場おきなわは、国の重要無形文化財「組踊」をはじめとする沖縄伝統芸能の保存振興を図るとともに、沖縄の地理的・歴史的な特性を活かし、伝統文化を通じたアジア・太平洋地域の交流の拠点となることを目的として、平成16年1月に開場しました。</p> <p>(4) 文化交流使の派遣等</p> <p>文化庁文化交流使事業は、芸術家、文化人等、文化に携わる方々に、一定期間「文化交流使」として世界の人々の日本文化への理解の深化や、日本と外国の文化人のネットワークの形成・強化につながる活動を展開していただくことを目的とした事業です。</p> <p>「文化交流使」の活動には、日本在住の芸術家、文化人が海外に一定期間滞在し、日本の文化に関する講演、講習や実演デモンストレーション等を行う「海外派遣型」(H15年度12名)</p> <p>H、海外在住の日本文化に深い知見を持つ芸術家、文化人が、講演、講習、現地メディアへの投稿、出演等を行</p> |
|--|---|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>う「現地滞在者型」(H15年度4名)公演等で来日する諸外国の著名な芸術家が、日本滞在期間を利用して学校等を訪問し、実演、講演等を行う「来日芸術家型」(H15年度5組)の3つの類型があります。</p> <p>(5) 国際交流における地域文化活性化事業<br/>     青少年及びアマチュアの文化団体等を海外から招へいし又は海外へ派遣し、相互交流を行い、多様な日本文化を発信することにより、友好と文化交流の進展に資するとともに、地域における文化活動の一層の活性化を図るため、「国際交流による地域文化活性化事業」として実施します。この事業は、音楽、美術、演劇、舞踊、映像などの分野で、1～2週間にわたり文化の国際交流を行うもので、国際文化祭、全国高等学校総合文化祭への参加、また海外において行われる地域の文化交流フェスティバルや芸術祭への参加等、文化団体との交流、相互研修等を行います。平成17年度は、中国、韓国、メキシコ等との交流を予定しています。</p> <p>(6) スポーツ交流<br/>     アジア地区スポーツ交流事業(財団法人日本体育協会補助)<br/>     近隣諸国との青少年のスポーツ交流を促進し、これを通じて相互理解を深めるとともに、アジア地域の競技力向上に寄与することとしています<br/>     日・韓スポーツ交流事業(財団法人日本体育協会補助)<br/>     日・韓両国のスポーツ愛好家を対象に、スポーツ活動を中心とした交流・研修を通して、両国間の友好親善を図ることとしています</p> <p>4. 国際教育協力<br/>     (1) 国際教育協力研究センター<br/>     国際教育協力を推進するための大学間のネットワークを促進するための拠点的機能を果たす組織として、国際教育協力研究センター等を設置しています。<br/>     平成9年度            広島大学            教育開発国際協力研究センター(CICE)</p> |
|--|--|

|   |     |  |
|---|-----|--|
|   |     | <p>平成 11 年度 名古屋大学 農学国際教育協力研究センター（ICCAE）<br/> 平成 12 年度 東京大学 医学教育国際協力研究センター（IRCME）<br/> 平成 13 年度 豊橋技術科学大学 工学教育国際協力研究センター（ICCEED）<br/> 平成 14 年度 筑波大学 教育開発国際協力研究センター（CRICED）<br/> 平成 14 年度 名古屋大学 法政国際教育協力研究センター（CALE）<br/> また、この他に以下のセンターが開設されています。<br/> 平成 15 年度 政策研究大学院大学 国際開発戦略センター（CSIDS）<br/> 平成 17 年度 鳴門教育大学 教員教育国際協力センター（INCET）</p> <p>（２）文化財に関する国際交流</p> <p>文化財の分野における国際交流・協力は、我が国が文化国家として国際貢献を果たして行く上で、極めて重要な役割を果たすこととなります。</p> <p>このような認識の下、国家間の相互理解と信頼関係を築く上で極めて重要である文化財の国際交流・協力事業として、日本の誇る文化財保存修復技術を活かして、海外の文化財を保存・修復するための技術協力・共同研究を行ったり、日本の優れた文化財を諸外国に紹介する展覧会等を海外で実施しています。さらに、文化財の不法な輸出入等の規制や、国際会議の開催、アフガニスタン及びイラクの文化財の保護についても取組を進めるなど、文化財を通じた国際貢献に努めるべく種々事業を展開しています。</p> |
| (11)青年国際<br>交流事業<br><a href="http://www8.cao.go.jp/youth/koryu1.htm">http://www8.cao.go.jp/youth/koryu1.htm</a> | 内閣府 | 1．国際青年育成交流<br>日本青年約 60 名を世界 5 か国に 20 日間程度派遣、外国青年約 100 名を世界 12 か国から 20 日間程度招聘<br>2．日本・中国青年親善交流<br>日本青年約 30 名を 20 日間程度派遣、中国青年約 30 名を 20 日間程度招聘<br>3．日本・韓国青年親善交流<br>日本青年約 30 名を 15 日間程度派遣、韓国青年約 30 名を 15 日間程度招聘   |



|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>4 . 世界青年の船<br/>日本青年約 120 名と訪問国を含む世界各国 12 か国の青年約 140 名が 45 日間程度船内で共同生活をしながら、「青年の社会参加」といった共通のテーマに基づく「コース・ディスカッション」、クラブ活動など各種の多国間交流活動を行うとともに、訪問国では現地青年との交流活動を実施</p> <p>5 . 東南アジア青年の船<br/>日本青年約 40 名とアセアン 10 か国の青年約 300 名が 50 日間程度船内などで共同生活をしながら、アセアン各国を訪問</p> <p>6 . 21 世紀ルネッサンス 青年リーダー招聘<br/>世界各国の青年リーダー約 40 名を 12 日間招へいし、日本の青年リーダーとの討議・交流を実施</p> <p>7 . 青年社会活動コアリーダー育成プログラム<br/>日本青年約 18 名を先進国 3 か国に 10 日間派遣、外国青年約 40 名を同 3 か国から 14 日間招聘</p> |
|--|--|--|